



児童扶養手当、特別児童扶養手当の額が引き上げられます。

五十七年九月から

一、児童扶養手当

児童扶養手当は、父と生計を同じくしていない児童を養育監護している母又は養育者に支給されます。

1. 手当の対象者

- イ、父母が婚姻を解消した児童
- ロ、父が死亡した児童。
- ハ、父が法に定められた障害の状況にある児童。
- ニ、父が生死不明、遺棄、拘禁(一年以上)されている児童。
- ホ、未婚の母の児童で父がいない児童。

※ ただし、受給者及び児童が公的年金を受けているときは除かれます。

2. 手当支給額

手当の支給は児童一人の場合三二、七〇〇円、二人の場合三

十月三日(日)

村民運動会

会場 月潟中学校グラウンド

みんなで協力、
元気で楽しい村民運動会に
いたしましょう。

七、七〇〇円、三人以上の場合は一人増すごとに二、〇〇〇円加算されます。いずれも十二月、四月、八月に前月までの四ヶ月分が支払われます。

二、特別児童扶養手当

特別児童扶養手当は、心身に障害のある児童(二十歳まで)を家庭で養育している方に支給されます。

1. 手当の対象と支給額

特別児童扶養手当は、身体機能の障害や知恵おくれのために法律で定める一級又は二級に該当する。

◎児童扶養手当、特別児童扶養手当

当する重い障害がある二十歳未満の障害児を対象とします。(二十歳をこえた場合は国民年金制度による障害福祉年金の対象となります) 手当支給額は、一級障害で月額三七、七〇〇円、二級障害で月額二五、一〇〇円です。いずれも十二月、四月、八月に前四ヶ月分が支払われます。

行政相談日のお知らせ

九月の行政相談日は、次のとおりです。お気軽においで下さい。

- 一、日時 九月二十日(毎月第三月曜日)
- 二、会場 月寿荘

納期のお知らせ

8月納期の村税は次のとおりです。31日迄に納入して下さい。

村県民税 第2期
税 務 課

犬の引き取り業務

九月は二十二日です

九月の犬の引き取り日は、標記のとおりです。

受付は、前日の午後五時までに巻保健所又は、月潟村役場に連絡して下さい。

犬は、当日の午前九時三十分までに役場で引き受けます。

又、指導取締業務は、十三日と二十七日です。



心配ごと相談所開設について

月潟村心配ごと相談所では次により相談所を開設します。どんなことでも相談に応じますので、お気軽においで下さい。なお、相談は無料で、個人の秘密はかたく守られますのでご安心下さい。

一、期日

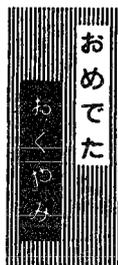
九月 六日(月)

九月 十三日(月) 含年金相談

九月 二十日(月)

二、時間及び場所

月寿荘で午後一時半から四時まで(開設日いずれも)



七月一日〜三十一日受理

◎おめでとう

小林江梨子 保護者 部落名 下曲通

佐藤 智亮 佐久治 部落名 西萱場

入沢 稔 民夫 部落名 月潟

野内 喜徳 喜広 部落名 東長島

渡辺 孝 喜治 部落名 西萱場

◎およろこび

氏名 世帯主 部落名

野沢 正博 正治 部落名 上曲通

五十嵐ひとみ 芳男 部落名 新津市

齋藤 雄二 寅雄 部落名 大別当

五十嵐和子 三四郎 部落名 燕市

◎おくやみ

氏名 年齢 世帯主 部落名

小林 悠太郎 信雄 部落名 西萱場

山崎 マチ 信雄 部落名 月潟